

借入れ条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制の概要

- お客様からお借入れ条件の変更等のお申込みをお受けした場合は、申込み内容の記録、保存を行い、各営業店の金融円滑化担当者がその申込み状況と進捗状況について管理を行います。また、金融円滑化管理者である支店長、所長は、その管理が適切に行われているか管理・指導を行います。
- 各営業店の金融円滑化担当者は、申込みの状況と進捗状況等を定期的に取りまとめ、支店長、所長である金融円滑化管理者に報告を行います。また、金融円滑化管理者は、その報告内容を確認のうえ、本部担当部門である融資部及び個人融資部に報告を行います。
- 融資部及び個人融資部は、各営業店からの報告を取りまとめ、案件長期化の有無など営業店・ローンプラザの管理が適切に行なわれているか確認を行ない、定期的又は必要に応じて随時、金融円滑化管理委員会を通じて取締役会等に報告を行います。※取締役会等とは、取締役会及び経営会議を指します。
- 取締役会等は、報告の内容を検証し、必要に応じて管理態勢の見直しを、金融円滑化管理委員会等に指示してまいります。

○借入条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制

